

## 岐阜地方最低賃金審議会 運営小委員会運営規程（案）

### （規程の目的）

第1条 この規程は、岐阜地方最低賃金審議会運営規程第3条に基づき、岐阜地方最低賃金審議会（専門部会を含む。）における調査審議の円滑、かつ、効率的な運営を目的として、必要な事項を討議するため公益代表委員、労働者代表委員及び使用者代表委員各2名により構成された運営小委員会の運営について定めるものである。

### （会議の招集）

第2条 運営小委員会の会議は、運営小委員長が必要と認めたとき、運営小委員長が召集する。

### （会議の公開）

第3条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、運営小委員長は、会議を非公開とすることができる。

2 運営小委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

### （議事録の作成）

第4条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、運営小委員長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

### （本審議会への報告）

第5条 運営小委員長は、審議の結果について必要と認める事項を運営小委員会に諮り、本審議会に報告するものとする。

### （規程の改廃）

第6条 この規程の改廃は、運営小委員会の決議に基づいて行うものとする。

（附則） この規程は、令和8年2月 日から施行する。



## 令和8年度岐阜地方最低賃金審議会 審議方針（案）

令和8年3月19日

岐阜地方最低賃金審議会は、下記事項に留意し審議を行うものとする。

### 記

- 1 諮問に係る改正審議に当たっては、専門部会を設置して調査審議を行う。  
審議会委員は、専門部会委員の選任について、関係団体が公示期限までに推薦できるように協力するものとする。
- 2 令和8年度において諮問された岐阜県最低賃金については、令和8年10月1日の発効を目途とし、審議の促進に努力する。
- 3 特定最低賃金は、岐阜県全域において適用する。  
特定最低賃金の改正等の必要性に係る調査審議については、審議会で行う。  
改正等の決定については、全会一致の議決となるよう努める。
- 4 特定最低賃金については、原則として、最低賃金審議会令第6条第5項の規定により、専門部会の決議をもって審議会の決議とするが、専門部会において全会一致で議決されなかった場合には、審議会で決議するものとする。
- 5 令和8年度において諮問された特定最低賃金については、一括して令和8年12月21日の発効を目途とし、審議の促進に努力する。  
ただし、新設申出業種については、当該申出の取扱いが決定された時点において、別途協議するものとする。

(注)下線は変更箇所



令和8年6月～10月審議会・専門部会等日程(案)

6月		7月		8月		9月		10月	
1 (月)	1 (水)	第494回本審(10:00)	1 (土)		1 (火)	県最賃官報公示	1 (木)	県最賃発効	
2 (火)	2 (木)		2 (日)		2 (水)		2 (金)	第2回航空機専門部会(13:30)	
3 (水)	3 (金)		3 (月)	第2回専門部会(13:30)	3 (木)		3 (土)		
4 (木)	4 (土)		4 (火)	第3回専門部会(13:30)	4 (金)		4 (日)		
5 (金)	5 (日)		5 (水)	第4回専門部会(9:30) 第496回本審(11:00)	5 (土)		5 (月)	第2回電機専門部会(13:30)	
6 (土)	6 (月)		6 (木)		6 (日)		6 (火)		
7 (日)	7 (火)		7 (金)	第4回専門部会予備日(9:30) 第496回本審予備日(11:00)	7 (月)		7 (水)	第2回自動車専門部会(13:30)	
8 (月)	8 (水)		8 (土)		8 (火)		8 (木)		
9 (火)	9 (木)		9 (日)		9 (水)		9 (金)	第3回航空機専門部会(13:30)	
10 (水)	10 (金)		10 (月)		10 (木)		10 (土)		
11 (木)	11 (土)		11 (火)	山の日	11 (金)		11 (日)		
12 (金)	12 (日)		12 (水)		12 (土)		12 (月)	スポーツの日	
13 (土)	13 (月)		13 (木)		13 (日)		13 (火)		
14 (日)	14 (火)		14 (金)		14 (月)		14 (水)	第3回電機専門部会(13:30)	
15 (月)	15 (水)		15 (土)		15 (火)		15 (木)		
16 (火)	16 (木)		16 (日)		16 (水)		16 (金)		
17 (水)	17 (金)		17 (月)		17 (木)		17 (土)		
18 (木)	18 (土)		18 (火)		18 (金)		18 (日)		
19 (金)	19 (日)		19 (水)		19 (土)		19 (月)	第3回自動車専門部会(13:30)	
20 (土)	20 (月)	海の日	20 (木)		20 (日)		20 (火)		
21 (日)	21 (火)		21 (金)	第497回本審(9:30)	21 (月)	敬老の日	21 (水)	第498回本審(10:00)	
22 (月)	22 (水)		22 (土)		22 (火)	国民の休日	22 (木)		
23 (火)	23 (木)		23 (日)		23 (水)	秋分の日	23 (金)		
24 (水)	R 7特賃申出書提出		24 (月)		24 (木)		24 (土)		
25 (木)			25 (火)	第497回本審予備日(9:30)	25 (金)	特賃合同専門部会(14:00)	25 (日)		
26 (金)			26 (水)		26 (土)		26 (月)		
27 (土)			27 (木)		27 (日)		27 (火)		
28 (日)			28 (金)		28 (月)		28 (水)		
29 (月)			29 (水)	第495回本審(13:30) 第1回専門部会(15:00)	29 (火)		29 (木)		
30 (火)			30 (木)		30 (水)		30 (金)		
31 (水)			31 (金)		31 (土)		31 (日)		

県最賃関係労使意見申出期間

県最賃専門部会委員推薦期間

県最賃異議申出期間(十五日間)

特定最賃関係労使意見申出期間

特賃合同専門部会(14:00)



令和8年11月～令和9年3月審議会等日程(案)

1 1 月		1 2 月		1 月		2 月		3 月	
日	月	日	月	日	月	日	月	日	月
1 (日)		1 (火)		1 (金)		1 (月)		1 (月)	
2 (月)		2 (水)		2 (土)		2 (火)		2 (火)	
3 (火)	文化の日	3 (木)		3 (日)		3 (水)		3 (水)	
4 (水)		4 (金)		4 (月)		4 (木)		4 (木)	
5 (木)		5 (土)		5 (火)		5 (金)		5 (金)	
6 (金)	第499回本審 (10:00)	6 (日)		6 (水)		6 (土)		6 (土)	
7 (土)		7 (月)		7 (木)		7 (日)		7 (日)	
8 (日)		8 (火)		8 (金)		8 (月)		8 (月)	
9 (月)		9 (水)		9 (土)		9 (火)		9 (火)	
10 (火)		10 (木)		10 (日)		10 (水)		10 (水)	
11 (水)		11 (金)		11 (月) 成人の日		11 (木) 建国記念の日		11 (木)	
12 (木)		12 (土)		12 (火)		12 (金)		12 (金)	
13 (金)		13 (日)		13 (水)		13 (土)		13 (土)	
14 (土)		14 (月)		14 (木)		14 (日)		14 (日)	
15 (日)		15 (火)		15 (金)		15 (月) 第1回運営小委員会(14:00)		15 (月)	
16 (月)		16 (水)		16 (土)		16 (火)		16 (火)	
17 (火)		17 (木)		17 (日)		17 (水)		17 (水) 第500回本審 (16:00)	
18 (水)		18 (金)		18 (月)		18 (木)		18 (木)	
19 (木)		19 (土)		19 (火)		19 (金)		19 (金)	
20 (金)		20 (日)		20 (水)		20 (土)		20 (土)	
21 (土)		21 (月) 特定最賃発効		21 (木)		21 (日)		21 (日)	
22 (日)		22 (火)		22 (金)		22 (月)		22 (月) 春分の日	
23 (月) 勤労感謝の日		23 (水)		23 (土)		23 (火) 天皇誕生日		23 (火)	
24 (火)		24 (木)		24 (日)		24 (水)		24 (水)	
25 (水)		25 (金)		25 (月)		25 (木)		25 (木)	
26 (木)		26 (土)		26 (火)		26 (金)		26 (金)	
27 (金)		27 (日)		27 (水)		27 (土)		27 (土)	
28 (土)		28 (月)		28 (木)		28 (日)		28 (日)	
29 (日)		29 (火)		29 (金)				29 (月)	
30 (月)		30 (水)		30 (土)				30 (火)	
		31 (木)		31 (日)				31 (水)	



## 令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表

(地域別最低賃金)

※10月1日(木)発効とするためには、8月5日(水)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	8営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
8月1日(土)		8月17日(月)		8月27日(木)		9月26日(土)
8月2日(日)		8月17日(月)		8月27日(木)		9月26日(土)
8月3日(月)		8月18日(火)		8月28日(金)		9月27日(日)
8月4日(火)		8月19日(水)		8月31日(月)		9月30日(水)
8月5日(水)		8月20日(木)		9月1日(火)		10月1日(木)
8月6日(木)		8月21日(金)		9月2日(水)		10月2日(金)
8月7日(金)		8月24日(月)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月8日(土)		8月24日(月)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月9日(日)		8月24日(月)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月10日(月)		8月25日(火)		9月4日(金)		10月4日(日)
8月11日(火)		8月26日(水)		9月7日(月)		10月7日(水)
8月12日(水)		8月27日(木)		9月8日(火)		10月8日(木)
8月13日(木)		8月28日(金)		9月9日(水)		10月9日(金)
8月14日(金)		8月31日(月)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月15日(土)		8月31日(月)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月16日(日)		8月31日(月)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月17日(月)		9月1日(火)		9月11日(金)		10月11日(日)
8月18日(火)		9月2日(水)		9月14日(月)		10月14日(水)
8月19日(水)		9月3日(木)		9月15日(火)		10月15日(木)
8月20日(木)		9月4日(金)		9月16日(水)		10月16日(金)
8月21日(金)		9月7日(月)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月22日(土)		9月7日(月)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月23日(日)		9月7日(月)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月24日(月)		9月8日(火)		9月18日(金)		10月18日(日)
8月25日(火)		9月9日(水)		9月24日(木)		10月24日(土)
8月26日(水)		9月10日(木)		9月25日(金)		10月25日(日)
8月27日(木)		9月11日(金)		9月28日(月)		10月28日(水)
8月28日(金)		9月14日(月)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月29日(土)		9月14日(月)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月30日(日)		9月14日(月)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月31日(月)		9月15日(火)		9月30日(水)		10月30日(金)



## 令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表

(特定(産業別)最低賃金)

※12月21日(月)発効とするためには、10月22日(木)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	10営業日	官報 公示	30日	発効
	→		→		→	
10月1日(木)		10月16日(金)		10月30日(金)		11月29日(日)
10月2日(金)		10月19日(月)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月3日(土)		10月19日(月)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月4日(日)		10月19日(月)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月5日(月)		10月20日(火)		11月4日(水)		12月4日(金)
10月6日(火)		10月21日(水)		11月5日(木)		12月5日(土)
10月7日(水)		10月22日(木)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月8日(木)		10月23日(金)		11月9日(月)		12月9日(水)
10月9日(金)		10月26日(月)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月10日(土)		10月26日(月)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月11日(日)		10月26日(月)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月12日(月)		10月27日(火)		11月11日(水)		12月11日(金)
10月13日(火)		10月28日(水)		11月12日(木)		12月12日(土)
10月14日(水)		10月29日(木)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月15日(木)		10月30日(金)		11月16日(月)		12月16日(水)
10月16日(金)		11月2日(月)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月17日(土)		11月2日(月)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月18日(日)		11月2日(月)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月19日(月)		11月4日(水)		11月18日(水)		12月18日(金)
10月20日(火)		11月4日(水)		11月18日(水)		12月18日(金)
10月21日(水)		11月5日(木)		11月19日(木)		12月19日(土)
10月22日(木)		11月6日(金)		11月20日(金)		12月20日(日)
10月23日(金)		11月9日(月)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月24日(土)		11月9日(月)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月25日(日)		11月9日(月)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月26日(月)		11月10日(火)		11月25日(水)		12月25日(金)
10月27日(火)		11月11日(水)		11月26日(木)		12月26日(土)
10月28日(水)		11月12日(木)		11月27日(金)		12月27日(日)
10月29日(木)		11月13日(金)		11月30日(月)		12月30日(水)
10月30日(金)		11月16日(月)		12月1日(火)		12月31日(木)
10月31日(土)		11月16日(月)		12月1日(火)		12月31日(木)



## 特定(産業別)最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数

(令和7年12月1日現在)

最低賃金の件名 区分	適用産業分類	適用使用者数	適用労働者数	申出必要者数 (1/3)
岐阜県電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業 最低賃金	E28	367	16,188	5,396
	E29(E294を除く)			
	E30			
岐阜県自動車・同附属品 製造業最低賃金	E311	310	17,763	5,921
岐阜県航空機・同附属品 製造業最低賃金	E314	65	5,836	1,945

※ 令和3年経済センサス活動調査結果を基に岐阜労働局労働基準部賃金室において推計したもの。